

弘前市職員採用資格試験を次のとおり行います。

平成27年10月29日

弘前市長 葛西 憲之

1 試験職種、職務内容及び採用予定人員

試験職種	職務内容	採用予定人員
学芸員(博物館)	・市立博物館における美術系展覧会の企画・実施及び美術工芸品の調査・研究に関すること (市立博物館以外の施設に異動する可能性あり)	1名

2 受験資格

昭和56年4月2日以降に生まれた者で、次の(1)から(4)までの要件を満たすものが受験できます。

ただし、日本国籍を有しない者及び地方公務員法第16条に該当する者(次のア～エ)は受験できません。

ア 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 弘前市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(1) 学校教育法に定める大学院で日本美術史を専攻した者

(2) 博物館法(昭和26年法律第285号)第5条の規定による学芸員資格を有する者

(3) 修士論文を含めて3本以上の論文を執筆している者

(4) 博物館、美術館等で3年以上の勤務経験がある者

3 第一次試験…書類審査

書類審査の結果については、平成27年12月28日までに本人に通知します。

4 第二次試験

(1) 試験日及び場所 第一次試験合格者に対して、直接通知します。

(2) 方法 第一次試験合格者に対して、性格検査、面接試験等を行います。

5 合格から採用まで

最終合格者は、採用候補者名簿に登載されます。採用候補者名簿の有効期間は、原則として合格発表の日の翌日から2年間です。採用の時期は、原則として平成28年4月1日です。

最終合格者であっても、採用までに公務員としてふさわしくない行為等があった場合には、採用されないことがあります。

6 試験成績の開示(閲覧)

この試験で不合格になった人は、本人情報(成績)の開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人であることを証明する書類(運転免許証、パスポート、学生証等)を持参のうえ、市役所本館3階人材育成課人事評価担当(窓口302番)へ直接おいでください。(印鑑、受験票は不要です。)

受付時間は午前8時30分から午後5時までです。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付しておりません。)

開示する期間は、合格発表の日から1か月間です。

開示する内容は、第一次試験、第二次試験とも順位です。

7 給与・勤務条件等(平成27年4月1日現在)

(1) 基本給月額(初任給) 174,200円(平成27年4月採用の大学新卒者の場合)

職務経験等がある場合、一定の基準により増額されることもあります。

※今後、人事院勧告による国家公務員の給与改定等を踏まえ、改定(引上げ又は引下げ)することもあります。

(2) 諸手当 6月、12月に期末・勤勉手当が、11月～3月に寒冷地手当が支給されます。

また要件を満たした場合には、扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。

(3) 勤務時間 1日7時間45分、週38時間45分(原則)

(4) 休暇制度

ア 年次有給休暇(年20日、4月1日採用の場合その年は、15日。残日数は、20日を限度として翌年に繰越し)

イ 病気休暇、特別休暇等

8 受験手続

次の書類を弘前市経営戦略部人材育成課人事評価担当(市役所本館3階 窓口302番)に提出してください。

(1) 受験申込書 必要な事項を記入し、必ず顔写真を貼ってください。記載事項に不正があると受験が無効となったり、合格が取り消される場合があります。)

(2) 個人調書

(3) 修士論文を含めた3本以上の論文の写し

(4) 成績証明書(最終学校)

(5) 博物館学芸員資格取得証明書

※ (1)及び(2)の様式は人材育成課の窓口で配付するほか、市ホームページからもダウンロードできます。

※ **受験申込書を郵送で入手したい場合は、返送先の住所・氏名を明記し、120円切手を貼付した返信用封筒(角2号)を同封して、封筒の表に「学芸員(博物館)実施要項希望」と朱書きして、弘前市経営戦略部人材育成課人事評価担当へ郵送してください。**

9 申込受付期間等

○受付期間 平成27年11月2日(月)から平成27年11月30日(月)まで。

(土曜日、日曜日及び祝日は閉庁しておりますので、受付いたしません。)

○受付時間 午前8時30分から午後5時まで。(この時間内に受付場所に到着したものに限り、受付をします。)

○受付場所 市役所本館3階人材育成課人事評価担当(窓口302番)

なお、郵送による場合は、平成27年11月30日(月)までに到着したものに限り、受付をします。

また、簡易書留によらない場合の郵便の事故等については、一切考慮しません。

10 その他

この試験に関する問合せは、弘前市経営戦略部人材育成課人事評価担当(電話(直通)0172-35-1119又は(代表)0172-35-1111 内線 283)にしてください。